

○坂井市公の施設の指定管理者の候補者審査委員会設置に関する内規

(平成30年4月1日制定)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、坂井市公の施設における指定管理者の候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、坂井市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成18年坂井市規則第36号)第3条ただし書きに規定する意見の聴取に関し、応募団体から提出された申請書類の書類審査並びにヒアリングに基づき調査及び審査し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、部長級の職員をもって充てる。

3 審査委員会は、指定管理者制度を適用させようとする公の施設(以下「施設」という。)を所管する部門ごとに設置する。

(委員)

第4条 審査委員会の委員は、4人以内とする。

2 委員は、市職員のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、施設を所管する部局内に置く。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。